

令和 4 年度 第 1 回堺市地域福祉計画推進懇話会（成年後見・再犯防止分野）  
議事要旨

開催日時：令和 5 年 2 月 14 日（火）10:00～12:00

開催場所：堺市総合福祉会館 5 階大研修室

出席委員：三田委員、中西委員、井村委員、幸家委員、松永委員、西田委員、

欠席委員：中條委員

傍聴者：なし

1 懇話会座長の選出について

（2 月 8 日に開催された懇話会で所委員が選出されたことを了承）

2 進行役の選出について

（三田委員を選出）

3 現行計画の進捗状況について

（資料 1 について事務局から説明）

（井村委員）

地域福祉について、重層的支援体制整備事業を取り入れることは期待していた。実施前と実施後と比較し、相談件数は伸びているのか。支援のあり方として数字では見えないところがあるため質問したい。

（事務局）

現在本計画に則って、包括的な相談支援体制を構築している。特に要となる多機関協働事業では、困難事例について課題の解きほぐしを行い、役割分担の整理や調整機能を担うことが求められる。当局としては、相談件数の増加ではなく、相談に応じた適切な関係機関に繋がるネットワーク作りが大切であると認識している。

多機関協働事業の実施について、南区で 3 件と示している。件数としては少ない印象を持たれたと思うが、対象者は困難事例であり、1 度ではなく複数回関係機関で集まり、支援体制の構築や支援方法の協議を進めている。

関係機関同士、区役所を基盤としたネットワークが構築され、「平場」で連携ができる環境を整えていく。件数のみでは評価が難しく、ネットワークの構築が多機関協働事業を含めた重層的支援体制整備事業の到達点と考えている。

（井村委員）

例えば資料 1 スライド 7 において、相談件数が令和 4 年度の実績が令和 3 年度の実績に到達するレベルなのか疑問。個別相談窓口から多機関協働事業に繋ぐことはわかる。多機関協働事業の相談が

増えたから個別相談が減ったのであれば理解できるが、多機関協働事業における相談は件数が増えるわけではないということであれば、個別相談の件数が減っている理由を教えてください。

(事務局)

令和 2～4 年を経年比較する。資料 1 スライド 1～3 で生活保護や生活困窮者の説明をしているが、コロナの影響で特に令和 2 年、3 年で生活困窮関係の相談が大幅に増加した。内容は貸付制度に関する相談が大半を占める。社会福祉協議会に対して、特例貸付に関する相談が非常に多かった。令和 4 年は貸付相談が落ち着いてきている反面、生活保護の相談が微増傾向になってきている。貸付を中心とした生活困窮相談から変わってきている印象。

(三田委員)

経済的困窮と一括りにされているが、それぞれ内容や背景も違い、そこに視点を当てることも重要。

重層的とはいえ、支援者側が困難事例、支援が必要な人と位置付けているだけではないかを感じる。支援が必要な人という位置付けで見ること、SOS を出せない状況という位置付けで見ると両方の視点が大事。

支援と言いながら土足で踏み込んで、「あなたの支援が必要」と介入する権利侵害が起こる可能性もある。

(中西委員)

平場のケース会議で個別ケースについて関係機関が集まる会議と、南区と堺区での支援会議は同じ会議なのか。また、全区に展開する予定ということだが、同様に同じ会議なのか伺いたい。

(事務局)

社会福祉法第 106 条の 6 及び生活困窮者自立支援法第 9 条で支援会議について定められている。多機関協働事業による会議は本人同意があるものである一方、支援会議は本人同意無く守秘義務をかけて情報共有を行うことができることになっている。

平場の連携、既存のケースカンファレンスは現在対象者に直接関わっている相談機関同士であれば情報共有ができる仕組み。支援会議は法に基づく守秘義務により、現在直接関係はないが、今後関係を有する可能性がある相談機関とも情報共有ができる仕組みになっている。ヤングケアラーの小学生を対象者とした例をあげると、将来における支援を考えるために中学校の教員やスクールソーシャルワーカーとも情報共有ができる。

実際、課題が多い対象者について相談機関それぞれで関わっている状況であり、チームとして支援できていないことがある。そこで、支援会議により情報共有を図り、課題を整理し、役割分担をしてチームで支援をすることを進めている。

(中西委員)

結局たらい回しになると意味がない。関係機関が集まって、チームによる支援を作っていく流れができれば良いと思う。チームを作るコーディネーター役がすごく大切と思っている。一体誰がその役割を担うのか、1番関わっている関係機関の支援者がコーディネーター役を担い、会議を招集するのか、それとも各区に1ヶ所集約する機関を作り、そこのコーディネーター役が招集するのかなど、今後の計画はどう考えているのか。

(事務局)

各区1ヶ所に集約させ、保健福祉総合センターがその機能を担い、担当者を配置する予定。基本的に行政機関に相談を持ち込み、行政機関がコーディネーター役を担う予定をしている。

(中西委員)

会議の招集が大ごとになると機能しないと思う。機能するための仕組みは必要。

また、現在保健福祉総合センターに「生活相談コンシェルジュ」がいると思うが、その方がコーディネーター役を担うのか。

(事務局)

多機関協働事業と支援会議の実施にあたり、要綱を制定し、各区保健福祉総合センターに担当者を配置する予定。なお、生活相談コンシェルジュはその役を担う訳ではない。しかし、生活相談コンシェルジュからの相談案件も必要あれば、担当者へつなぎ支援を協議していく。

(中西委員)

要綱について、使いやすいスキームにしてもらいたい。

(三田委員)

「平場の会議」と言えば、伝わるものなのか。共通してわからない言葉であれば、人によっては別のイメージになる言葉は避けるべき。また、要綱や仕組みを作ったものの、一番困っている人はそのままの状態であることは避けたい。

実際、動き出して良くなっているかが大事だと思うので、民生委員や市民が関わった場合に言葉が色々あると混乱するのではないか。

(事務局)

言葉について、自分たちの意図と違う意図で伝わることは多々ある。南区、堺区で行っている効果としては、その言葉の意図やニュアンスのすり合わせができる。「平場」という言葉が例にあったが、他の機関であれば違う意図、ニュアンスで捉えられることもある。会議を通してすり合わせをしていくことができる。言葉については、今後も気を付けていきたい。

(幸家委員)

重層的支援体制整備事業について、1つの機関だけでは対応が難しい問題が本当に増えていると実感している。行政機関からケースカンファレンスの呼びかけも増えた実感がある。

高齢者虐待も児童虐待も障害者虐待もあり、その上非行や生活困窮も抱えており、その場合は誰が開催の招集をするのが難しい。

生活保護を受給している対象者の場合は生活保護ケースワーカーが世帯全体にかかわりを持ち、中心となる。その場合、経験の浅い生活保護のケースワーカーが多機関協働事業のコーディネート役をできるのか。また、課題の解きほぐしをする中で、各機関の守備範囲を超えて協働した実績が蓄積されているかどうか。そこが押しつけ合いとなると多機関協働事業の意味があるのか疑問が残る。

(事務局)

マニュアルを作成した後のノウハウなどの蓄積も必要とも考えているが、まだこれから始まる段階のため、運用しながら調整していく。

(中西委員)

スライド5の特例貸付の償還について、償還できない方が多いと思う。免除や猶予条件が該当する方については手続きが大切だが、債務整理や自己破産なども必要な方がいると思う。法律専門職との連携についても検討する必要があると思う。

(事務局・社協)

スライド5のAにあたる部分については、令和4年3月までに貸付された方。現在、償還免除や猶予の相談を受けている。貸付を利用された約12,700人のうち、令和4年11月時点で免除の手続きをした方は約6,500人。償還の手続きをした方が約1,700人。それ以外の約4,500人は大阪府社会福祉協議会からの通知に対し、応答がなく、各種手続きを行っていない方。

償還手続きをした方約1,700人、応答がない方約4,500人に対して継続してフォローアップ支援を行う。「償還の予定をしていたが、難しくなった」などの相談に対し、償還猶予の手続きのみではなく、生活困窮者自立相談支援機関「すてっぷ・堺」との連携や他の制度の活用検討などの相談を行う事業の委託が大阪府社会福祉協議会よりある予定。現在も適宜相談は応じているが、令和5年度以降はフォローアップ支援を引き続き事業として行う予定。

(資料2について事務局より説明)

(松永委員)

日頃から堺市には大阪刑務所における事業や取組に理解や支援がある。大阪刑務所においても再犯防止策の一環として高齢者や障害者をはじめとした福祉的支援、就労支援等を行っている。刑務所の施設見学等も再開しつつあるので、刑務所について紹介できればと思う。

(資料 4 について事務局より説明)

(井村委員)

権利擁護が進んでいるはずの堺市において、相談件数が減っている。日常生活自立支援事業について記載あるスライド 7 では令和 3 年度は 419 件、令和 2 年度 437 件。私は市民後見人養成事業の企画委員しており、市長申立ての件数を見ているが、平成 30 年時点の市長申立件数より下回っている。

本来、権利擁護が推進され必要な方に必要な制度として利用されていけば、当然増えていく。課題として「日常生活自立支援事業から成年後見制度の移行」とあるが、日常生活自立支援事業の契約自体が減っていることはどう理解すればよいか。

(事務局・社協)

日常生活自立支援事業について、契約する方もいれば解約する方もいる。日常生活自立支援事業の契約時は判断能力があったが、高齢に伴う判断能力の低下により、本事業から成年後見制度に繋がることに取り組んでいる。その割合は他の市町村と比べて高い方だと思う。

権利擁護サポートセンターへの相談件数について、令和 4 年度は微増傾向。増加の理由としては、家族、親族からの相談が多い。また、成年後見制度に関する問い合わせは定期的にある。親族後見についての問い合わせや後見人をしている専門職に関する相談がある。

(事務局)

成年後見における市長申立てについて、今年度件数は少ない部分がある。市長申立ての手続きについては、各区地域福祉課が受付をし、事務を行っている。区ごとに確認をすると、実務担当者が異動で変更となっている区に関しては事務が滞っており、結果として件数が少なくなっている。今後も引き続き、権利擁護サポートセンターと連携し、庁内における担当者と研修を行い、あわせて事務が滞らないよう庁内の調整を行う。

(井村委員)

担当者が変わったという理由で活用できる制度ができなくなるというのは行政サービスとして問題だと思う。何でも成年後見制度に繋ぐ必要はないと思っているが、継続的な支援や制度を利用できる権利の促進は必要ではないか。

地域共生社会の実現に向けて色々な方が関与している中で、堺市に関しては市民後見人を養成している。市民後見制度の活用の上では、市長申立てが中心。その点が進まない限りはボランティア活動登録している市民の方が活躍するところに繋がらないと思う。必要な方が必要なタイミングで利用できるよう進めるとともに、堺市として成年後見制度の活用に伴う市長申立て相談や事務の質を保ってもらいたい。

(事務局)

国の第2期計画においても、市長申立ての推進は重点課題となっている。地域連携ネットワーク協議会があり、困難事例などをテーマに取り組んでいるが、次の課題として市長申立ての推進について課題として提案することを考える。

(西田委員)

当法人は法人後見をしており、包括支援センターやケアマネージャー、施設から相談がすくなく増えている。課題として挙げている、「法人後見の促進」の部分で、既存の法人を中心にするのか、それとも新しく担い手を増やしていくことなのか、教えてもらいたい。

(事務局・社協)

法人後見について、国の第2期計画及び市の地域福祉計画、市社協の地域福祉推進総合計画で法人後見を進めることについて記載している。市社協の方の計画で、多様な担い手を増やしたいと考えており、社会福祉法人を対象として法人後見についてヒアリングをすることを検討している。

社会福祉法人からのニーズや貢献活動の一環として法人後見もあるといった提案をすることを考えており、来年度は意向調査を実施し、取り組んでもらえる法人があればモデル的に取り組んでもらい、モデルの実績を蓄積し、その他の法人などに評価してもらい、法人後見のネットワークの構築にもつなげていきたい。

(西田委員)

法人後見の担い手について、掘り起こしていくということか。

(事務局・社協)

法人後見の相談も社協は行っている。まずは社会福祉法人を中心に調査を行い、社会福祉法人の中で一緒に取り組んでもらえるところを探したい。

(西田委員)

何のニーズを調査するのか。

(事務局・社協)

社会福祉法人が行う事業の利用者の中で、「後見が進まない」「法人後見を利用した方が良い人がいる」といったニーズについて調査したいと考えている。法人の利用者について、その法人が後見人になることはできないため、ネットワークを構築し、補完できるようにしたいと考えている。まずは、法人後見を進めることが前提にあるので、来年度は調査から始めることを検討している。

(西田委員)

困難事例や対応に苦慮した場合、専門職による後見とは問題点や解決手法が異なるため、ネットワークの構築により事例を共有したいと思う。法人後見の必要性についてはどのように考えているのか。

(事務局・社協)

国の方向性として法人後見の推進が示されており、市民からも法人後見に関する問い合わせがある。難病や障害を患っている方の家族からの相談も多い。しかし、権利擁護サポートセンターとして何か提案できておらず、問題であることは認識している。ネットワークを構築し、市民の相談に対応できるように考えていきたい。

(資料 3、5 について事務局より説明)

(井村委員)

資料 5 スライド 4 の福祉避難所の運営などに関する実態調査の回答率が 47%だが、期日まで待った回答率なのか、それとも懇話会までの回答率が 47%なのか。

(事務局)

期日までに回答があったものである。

(井村委員)

調査として、回答率が 50% 下回るのはどうなのか。項目が多岐にわたり回答が難しいのであれば考えられるが、そうでなければ調査方法も考える必要があるのではないか。また、今回の回答をもって実態を把握できたとしてよいものなのか疑問を感じる。

(事務局)

今回の調査は、福祉避難所としての協定を締結している特別養護老人ホームや老人保健施設以外に、協定施設ではない住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅にも確認したいと考え、対象とした結果、回答が少なかった。回答内容については、不安に思われていることや検討が進んでないことなどがあった。

福祉避難所の運営マニュアルでは、市の流れを示しているが、施設の方でどのように設置するかのイメージを持ってないということが判明したので、作成研修を進めることとした。

(井村委員)

災害はいつ来るかわからない。避難経路の問題など高齢者施設、障害者施設を中心に問題になっているところがあると思うので、一定の基準をクリアできる方向性を示してもらいたい。

(幸家委員)

災害の個別避難シートについて、介護認定を受け、特に要介護 3 以上でハザードマップ上危険地域

に住居されている方で、予測できない地震などの災害であればその場での対応となると思うが、台風などあらかじめ予測できるような場合は早めにショートステイを活用するようなケースが多いと思う。ただし、実際活用しようとした場合に、空きがない可能性もある。問題意識としての記載はあるが、課題としての記載はないため、課題とっていないのか。

(事務局)

介護保険をどの範囲で適用していくかについて、課題と感じている。介護保険の報酬に関することにもなるので、担当課とも調整していく。

(井村委員)

資料4について、資料3では経年の数字が示されており子ども食堂は参加人数が増えていることがわかるので、今後は表にして資料を示してもらいたい。年度ごとの件数は把握しないと、委員として計画の推進ができていないのか判断できない。

市民後見人養成事業について、大阪府と大阪市と共同で行うことについては経済的に見ても価値がある。共同でしていくことができれば、各自治体の負担も減ると思うので、継続してもらいたい。

市民後見人に関してバンク登録している方が多くいる中、日常生活の資金管理を介護事業所がメインになることも考えられると思う。他市ではモデル的に本人の意思決定支援サポーターが市民後見人のバンク登録者からなることが考えられている。堺市はたくさん市民後見人がいるので、人的資産として有効に活用していただきたい。

今後、意思決定支援サポーターのマッチングやその先の監督機関の設置というところも他市では検討していると思うが、現在の市社協の体制では厳しいのではないか。権利擁護サポートセンターが中心となり、それを担えるよう体制を整えることについて検討いただきたい。

(以上)